

【別紙】 行政処分の原因となる事実

1 グループホームふわふわ八千代島田台

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 281, 822円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年8月～令和4年12月、令和5年2月～令和5年3月)

- (2) 虚偽報告及び給付費に係る不正請求【第50条第1項第6号、7号】

777, 886円

法第48条第1項の規定により、全事業所の従業員等の勤務体制及び勤務形態一覧表(以下、「勤務体制表」という。)の提出を求めたところ、当該事業所では勤務できない者を当該事業所のサービス管理責任者として勤務していたとする実態と異なる勤務体制表が提出された。(令和4年12月、令和5年3月)

また、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、適切に配置していたものとして、サービス管理責任者欠如減算を適用せず不正に訓練等給付費を請求した。(令和5年3月)

2 グループホームふわふわ木更津貝淵

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 6, 395, 811円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年1月～令和5年3月)

- (2) 虚偽報告【第50条第1項第7号】

法第48条第1項の規定により、全事業所の勤務体制表の提出を求めたところ、当該事業所で勤務できない者や退職した者を当該事業所のサービス管理責任者として、勤務していたとする実態と異なる勤務体制表が提出された。(令和4年4月～令和4年9月)

3 グループホームふわふわ君津外箕輪

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 961, 672円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年4月～令和5年3月)

- (2) 虚偽報告【第50条第1項第7号】

法第48条第1項の規定により、全事業所の勤務体制表の提出を求めたところ、管理者として勤務していないにもかかわらず、当該事業所で「管理者兼サービス管理責任者」として勤務していたとする実態と異なる勤務体制表が提出された。(令和4年4月～令和4年6月、令和4年10月～令和4年12月)

#### 4 グループホームふわふわ佐倉

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 879, 023円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年9月～令和4年5月、令和4年7月～令和4年12月、令和5年2月～令和5年3月)

(2) 不正請求【法第50条第1項第6号】 1, 128, 030円

法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、世話人の配置が算定要件を満たしていないにもかかわらず、人員を適切に配置していたものとして不正に訓練等給付費の請求を行った。(令和6年1月～令和6年2月)

#### 5 グループホームふわふわ四街道

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 3, 704, 419円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年7月～令和4年8月、令和4年10月、令和4年12月～令和5年1月)

#### 6 グループホームふわふわ野田上花輪

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 456, 155円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年11月～令和4年8月、令和4年10月～令和4年12月、令和5年2月～令和5年3月)

#### 7 グループホームふわふわ松戸

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 4, 223, 081円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年9月～令和5年3月)

#### 8 グループホームふわふわ市原菊間

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 047, 826円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年5月～令和5年3月)

#### 9 グループホームふわふわ桜井新町

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 3, 857, 239円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年5月～令和3年11月、令和4年1月～令和5年1月、令和5年3月)

#### 10 グループホームふわふわ野田尾崎

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 136, 044円 (過大徴収額)  
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年4月～令和5年3月)